

1. 趣旨

松浦市（以下、「市」という。）では、所有する公共施設（5 施設）に太陽光発電設備等（付帯設備、電気自動車用普通充電設備を含む）を導入し、平常時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量抑制を図ることを目指している。

本実施要領は、上記を目的とした PPA 方式による電力供給事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

(1) 事業名 令和 8 年度 松浦市公共施設太陽光発電設備導入事業（PPA）

(2) 対象施設 松浦市消防署鷹島出張所 : 長崎県松浦市鷹島町神崎免 16 番地
福島養源小学校 : 松浦市福島町塩浜免 2950 番地
福島中学校 : 松浦市福島町塩浜免 2953 番地 1
鷹島小学校 : 松浦市鷹島町中通免 1974 番地
鷹島中学校 : 松浦市鷹島町中通免 1974 番地

(3) 事業期間 別添仕様書のとおり

(4) 担当部署 松浦市消防本部 総務課
松浦市教育委員会 教育総務課

3. 事業者の構成

(1) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。また、他の応募している共同事業者の構成員となることもできない。）であること。

(2) 共同事業者の場合、代表となる法人及び法人ごとの役割を明確にすること。

(3) 参加申し込み受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

4. 参加資格

参加者は以下の (1) ~ (5) の要件をすべて満たさなければならない。なお、共同事業者による参加の場合は、(1) ~ (4) を共同事業者総体で満たすこととし、(5) はすべての構成員が満たさなければならない。

(1) 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。

(2) 提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること。（貸借対照表及び損益計算書の提出）

(3) 本事業と類似の事業履行実績として、過去 5 年度の期間において、本事業と類似事

業の実績を有すること。なお、類似事業実績は、国、他の地方公共団体、民間等の対象は問わない。(様式7:記載は5件まで可とする)

(4)本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士

イ 第一種、第二種または第三種電気主任技術者

本要件は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者が満たすことも可とし、提案書にその旨を記載すること。

(5)以下のいずれの項目にも該当しないこと。

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 自治体との契約等において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者

エ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続きの開始の申し立て、又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者

オ 市の入札参加停止措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間中にある者

カ 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動へ関与が認められる者

5. 書類提出

原則として、紙資料にて提出する。また、以下(1)～(4)の他に市が別途書類の提出を求めることがある。なお、追加としてデータを保存した電子媒体(CD-R)を求める場合がある。

(1)参加申込書

様式1に必要事項を記入し、提出する。

(2)会社概要

様式2に必要事項を記入し、提出する。

(3)参加資格に係る書類

以下の書類を添付すること。

ア 類似事業の契約書等の写し(契約が証明できる部分のみの写しで良い)(契約の相手方、提案者の社名、事業期間、PPAの長期継続事業である内容が分かれば、契約金額や条項、印影等の営業上支障のある部分については、墨消しした

もので可。)

イ 一級建築士及び電気主任技術者の資格証の写し（協力事業者が資格を有する場合は、協力事業者（外部委託も可）を実施体制に明示し、資格証の写しを提出すること。）

ウ 登記事項証明書、印鑑証明書

エ 誓約書（様式3）

オ 貸借対照表及び損益計算書

カ 消費税及び地方消費税について未納がないことを証明する書類

キ 市税の滞納がないことを証明する書類

（公募開始日である令和8年4月27日(月)以降に発行されたものとし、参加者が松浦市に本店または支店・営業所を有しない場合は、所在地の自治体等発行のものとする。）

(4) 提案書関係書類一式

- ・提案書等届出書（様式4）
- ・提案書（様式4-1）
- ・導入実施対象候補の施設（様式5）
- ・業務遂行能力（様式6）
- ・類似業務実績書（様式7）
- ・チェックリスト（様式8）

6. 提案書の作成について

提案書を作成するにあたっては、別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容を踏まえ、作成すること。

(1) 提案書（様式4-1）

- ・太陽光発電設備等の設置については、**補助限度額（15,293千円）**の範囲内で市から松浦市企業版地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金（以下、「市補助金」という）を交付されることを前提に、市補助金を充当した提案単価とすること。
- ・施工及び発電開始時期を検討し、令和9年2月28日までに太陽光発電設備設置を完了し補助金の実績報告書を提出すること。
- ・電気自動車用普通充電設備（様式5）
松浦市消防署鷹島出張所には、電気自動車用普通充電設備を設置することとし、出力は6kWを想定している。なお、6kWより出力を変更する場合はその理由を記載すること。
- ・自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量（様式5）
太陽光発電設備容量を踏まえ、各施設における想定自家年間消費電力量、自家消費率及び温室効果ガス排出削減量を算出すること。温室効果ガス排出削減量の算出に当たっては、全施設における1年間の総量を算出することとし、電力の二酸化炭

素排出係数は、地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（令和 6 年 4 月環境省地域環境局公表）で定められる、0.000438t-CO₂/kWh とすること。

・ 契約単価

単価は事業期間中一定とし、市より提示した参考価格を踏まえ提案すること（ただし、参考価格を必ず下回る必要は無い。また単価は消費税及び地方消費税を含む価格とする）。なお、参考価格は、参加資格審査結果決定通知送付後に提示する。また、電力使用量に対する電力料金単価のみとし、季別、月別または時間帯別に異なる単価は使用せず、基本料金単価の設定は行わないこと。

・ 事業期間中の発電設備導入前後の電気料金の比較（参考見積）

提案する自家消費料金単価を踏まえ、運転期間 20 年間分の電気料金シミュレーション等により、設備導入前後の電気料金を比較した結果を提示すること。

(2) 業務遂行能力

ア 事業実施体制図

設備の施工から発電事業期間及び設備撤去までの事業期間に係る各事業者の関係や役割分担、事業を実施する要員や経歴等の事業実施体制（統括責任者及び担当者の役職、部署、役割、連絡先等）を記載すること。また、資格については資格証等の証明書類の写しを添付すること。

イ 事業計画

第 1 次順位者（以下、「事業実施候補者」という。）の決定後から工事着工までの期間も含めた工事計画の概要（設備導入工程表）や事業フロー及び運転期間における維持管理等（定期点検、設備交換計画等）のスケジュールを記載すること。

また、運転期間中の不測の事態（故障、緊急時）に対応する体制や連絡先、設備の導入、運転期間中及び撤去までにかかり設定する損害保険等の補償額やその適用範囲、その他事業実施中に想定されるリスクと対策について記載すること。

ウ 市内業者の活用

可能な限り松浦市内企業との連携によって事業を実施すること。

エ 事業収支計画

設備費、工事費、運転・維持管理費等に要する費用、資金調達を含めた事業期間の事業収支計画書を施設ごとに記載すること。なお、記載に当たっては、補助対象経費と補助対象外経費を区別して記載すること。

また事業期間終了後、10 年間、市が設備を運転させると想定した場合の維持管理費、設備撤去費用に係る概算費用についても併せて提示すること。

オ 代表事業者の経営状況（5 年間）

貸借対照表、経常利益（又は営業利益率）、流動比率、自己資本比率等を記載すること。

(3) 過去の類似業務実績 (様式7)

過去の類似業務実績について、契約名や契約相手先、業務概要、契約期間、契約金額及び事業費を記載すること。なお、契約金額は可能な範囲で記載すること。

7. 提案書の作成

(1) 提案は、以下について必須項目として作成すること。

①提案書

- (ア) 事業概要及び特徴
- (イ) 太陽光発電設備等の設置場所の図面、設置面積
- (ウ) 設置方法
- (エ) 設備仕様
- (オ) 太陽光発電設備の定格出力(kW)
- (カ) パワーコンディショナーの最大定格出力(kW)
- (キ) 想定年間発電量(kWh/年)
- (ク) 想定年間使用電力量(kWh/年)
- (ケ) 自家消費率 (%)
- (コ) 想定単価 (円/kWh、税込) ※小数点第2位まで記入すること
- (サ) 契約年数
- (シ) 二酸化炭素排出量の削減効果
- (ス) 設備設置に関し配慮した事項

②業務遂行能力

- (ア) 事業実施体制図
代表事業者名、構成関連事業者名を示し、各事業者の関係や役割分担を示すこと。
- (イ) 施工計画図
施工計画の概要、実施体制、スケジュールについて記載すること。
- (ウ) 維持管理計画
運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画(定期点検、設備交換計画等)、実施体制、スケジュールについて記載すること。
- (エ) 市内事業者の活用の提案
- (オ) 事業収支計画
- (カ) 故障、緊急時の対応体制図
故障、緊急時の対応体制について記載すること。
- (キ) 事業実施中のリスクに対する対応
損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。
- (ク) 代表事業者の経営状況

(2) チェックリスト

様式8の記載項目について、様式4-1及び様式6に記載したものに○を付けること。

(3) 留意事項

- ・提案書は、フラットファイルに綴じ、正本1部、副本8部を作成の上、正本は表紙に社名を記載するが、副本には記載しないこと。副本はダブルクリップ等でとどめ、ホチキス留めはしないこと。
- ・提案は、文書で簡潔に記載すること。
- ・複数枚に及ぶ場合は、各ページに通し番号を付けること。
- ・写真、イラスト、イメージ図、表を使用して、分かりやすい表現となるよう工夫すること。
- ・提案書の規格はA4版、フォントは原則12ポイント以上とすること。
- ・多色刷りは可とするが、見易さに配慮すること。
- ・専門的知識を有しないものでも理解できるよう、分かりやすい内容とすること。また、専門用語を用いるときは、注釈を付けること。

8. 提出方法等

(1) 提出の形式・部数

- ・参加申込書（様式1） : 1部
- ・会社概要（様式2） : 1部
- ・参加資格に係る書類（様式3を含む） : 各1部
- ・提案書関係書類一式 : 正本1部、副本8部

(2) 提出期限

ア 参加申込書（様式1）、会社概要（様式2）、
参加資格に係る書類（様式3を含む）

令和8年4月30日（木）～令和8年5月15日（金）16時（必着）

- ・提出が無い者からの提案は受け付けない。
- ・参加資格の審査を行い、令和8年5月22日（金）までに結果を通知する。
- ・提案資格があると認めた者に対し、各施設の図面（屋根伏図・矩計図・単路結線図・電気室図面等）、構造計算書及び、各施設の1年間の電力使用量の30分値、予定使用電力量、現在の電力契約の情報、自家消費料金の参考価格、松浦市消防署鷹島出張所におけるフル ZEB 検討時の太陽光発電設置仕様、設置済の蓄電池仕様を提供する。
- ・参加辞退届（様式9）
参加申込書提出後に参加を取りやめる場合は、担当課へ提出すること。

イ 提案書

令和8年6月19日（金）16時（必着）

(3) 提出場所

〒859-4507

長崎県松浦市庄野免268番地3

松浦市消防本部 総務課 (担当) 富野、福田

電話：0956-72-1211 FAX：0956-72-1210

メールアドレス：syoubo@city.matsuura.lg.jp

※郵送又は直接持参も可とする。

9. 質問の受付及び回答

提案書提出にあたっての本事業に関する質問は、「質問書」(様式10)を提出するものとする。

(1) 質問受付

ア 受付期間

令和8年4月27日(月)～6月1日(月) 16時

イ 提出方法

Eメールで受け付ける。Eメールの件名は「令和8年度 松浦市公共施設太陽光発電設備導入事業(PPA)に関する質問」とすること。Eメール送付後、電話により提出先へ確認すること。

ウ 提出先

担当課のEメールアドレス(syoubo@city.matsuura.lg.jp)に提出すること。

(2) 回答

令和8年6月5日(金) 16時までに、ホームページ上にすべての質問に対する回答を掲載する(質問を行った法人名等は公表しない)。なお、提出期限までに到着しなかった質問に対しては、回答しない。また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

10. 提案の審査及びスケジュール

(1) 提案の審査

提案は、選定委員会において審査する。

審査にあたっては、最低基準点(各委員の合計点)を設け、選定委員会の各委員が「(4) 評価基準」に基づき、審査及び評価を行い、最低基準点を満たした上で出席委員の評価点の合計が最も高い提案者を事業実施候補者として決定する。なお、提案者が1者でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば事業実施候補者として選定する。

(2) 施設見学

市が参加資格を認めた事業者を対象に、下記見学期間に対象施設の見学を行う。施設見学を希望する場合は、令和8年5月25日(月) 16時までに担当者へ電話または電子メールで申し込むものとする。

なお、施設見学にあたっては、市及び施設管理者の指示に従うこと。見学期間

は、令和8年5月25日（月）～令和8年5月29日（金）の間で申し込みがあった事業者ごとに調整し、詳細については、別途通知する。

(3) 審査

ア 日時・会場 ※日時及び会場の詳細は別途通知する。

令和8年6月下旬 松浦市役所 別館会議室（予定）

イ 発表方法

提案書を用いた説明とする。

ウ 発表時間について

1 提案者あたりプレゼンテーション 20 分、質疑 10 分（予定）とする。

表 提案の審査スケジュール

公募開始（質問受付開始）	令和8年4月27日（月）
参加申込受付期間	令和8年4月30日（木）～令和8年5月15日（金）
参加資格確認結果通知	令和8年5月22日（金）
施設見学	令和8年5月25日（月）～令和8年5月29日（金）
質問締め切り	令和8年6月1日（月）
質問に対する回答期限	令和8年6月5日（金）
提案書の提出締め切り	令和8年6月19日（金）
審査の実施	令和8年6月下旬
事業実施候補者選定	令和8年7月上旬

(4) 評価基準

審査の評価基準は、下表の通りとする。

評価項目		評価の視点	配点
1. 設備に関する事項	導入設備の内容	・設備導入に係る提案の具体性及び妥当性があるか。	15
		・設備容量に関して具体的な提案がなされているか。	
		・積雪・塩害・台風等への対応は妥当か。	
	創意工夫	・エネルギーの有効活用に関する提案がなされているか。	5
	二酸化炭素排出量の削減効果	・排出量削減に取り組む提案がなされているか。シミュレーション等は妥当か。	5
2. 実施体制に関する事項	工事遂行能力	・実施体制は妥当か。	15
		・施工スケジュールは妥当か	
		・施設周辺への配慮（騒音・振動対策・安全対策等）は妥当か。	
	業務遂行能力	・メンテナンス計画は妥当か。	15
		・維持、管理等の実施体制は妥当か。	
	事業期間におけるリスク対応	・事業実施中に発生するリスクについて、対応できる提案となっているか。	5
		・保証期間、補償内容、損害保険等は妥当か。	
	事業実施に係る保証	・設備の導入、運転期間中、運転期間完了まで対応できる提案となっているか。	5
	市内事業者の活用	・工事、維持管理等で市内事業者の活用に配慮があるか。	5
3. 技術提案	余剰電力の活用	・売電収益が自治体の電力購入単価低減に繋がっているかなど	5
4. 実績	会社概要	・財務状況について、資金調達に問題がないか。（経常利益、黒字年数、自己資本比率）	5
	類似実績	・過去に類似する施工実績があり、問題なく実施が見込めるか。	5
5. 電気料金（概算単価）		・想定単価の算出方法は妥当か。	15
		・想定単価が適切な単価となっているか。	
合計			100

(5)選定結果の通知

ア 選定結果は、審査後、参加者全員に速やかに文書により通知する。

イ その他

選定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。なお、書面は、市が通知を発送した日の翌日起算で、閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。市は、上記の書面を受領した日の翌日起算で、閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(6)審査後の手続き

審査結果を踏まえ、最も評価点の高かった提案者を事業実施候補者とし、仕様書に基づき詳細協議を行ったうえで、事業化に向けた協定を締結するものとする。

(以下、協定を締結した事業実施候補者を事業実施者という。)ただし、協議が整わない場合にあっては、次点事業実施候補者と協議の上、協定を締結することができるものとする。

事業実施者は協定に基づき、「松浦市企業版脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金」の補助金交付申請を行うものとし、市長は速やかに補助金交付の可否を決定し、交付が適当と認めた場合には、補助金交付決定通知書により事業実施者に通知するものとする。

事業実施者は、補助金交付決定後に市と契約内容について協議が整い次第、契約を締結する。

(7)失格要件

参加申込書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

ア 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。

イ 提案書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

ウ 不正な利益を図る目的で実施委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

エ 提出した提案書の内容が業務仕様書の水準を満たしていないことが明らかであると認められるとき

オ その他、審査委員会が不適切と判断したとき。

11. その他留意事項

(1)著作権等に関する事項

ア 提案内容の著作権は原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は市に帰属する。

イ 事業実施候補者は、市に対し、事業実施候補者が提案内容を創作したこと並びに

第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。

ウ 提案内容の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

エ 提出された提案書その他本件提案の実施に伴い提出された書類について、松浦市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(2) 市が提供する資料は、応募に係る検討の目的以外で使用しないこと。

(3) 提出された提案書は返却しない。また、提出後の提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

(4) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。また、市の判断により補足資料の提出を求めることがある。

(5) 本提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(6) 採用となった提案については、提案内容の一層の充実を図るため市と事業実施候補者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。